

平成31年3月20日（水）

厚生労働大臣 根本 匠 殿

一般社団法人全国医師連盟代表理事

中島 恒夫

〒114-0023 東京都北区滝野川5丁目41番3号 TKビル6階

電話番号：03-5980-7313

FAX番号：03-5980-7310

メールアドレス：info@zennirenn.com

医師の時間外労働に関する公開質問状

冠省 貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

「医師の働き方改革」に関して、医師の時間外労働に対する公開質問をいたします。

日本国憲法第25条に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と記されています。その第2項には「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と記されています。

勤務医も国民である以上、大原則として、上記の権利を有していると考えます。

しかし、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下、検討会）では、貴省が定めた労災認定基準の2倍を遙かに超える時間外労働を、医師に限って認める法案の成立が、貴省管轄の検討会で議論されています。以下に、検討会の配付資料、議事録からの抜粋を転記します。

~~~~~

### 地域医療確保暫定特例水準:(B)について(2)

→資料3 P 3~10

(暫定特例水準の上限時間案)

- 地域医療確保暫定特例水準は、休日労働込みの時間外労働について年1,900~2,000時間程度以内で検討、月100時間未満（月について追加的健康確保措置②が実施される場合の例外あり）としてはどうか。【P2一般則の③に当たるもの】  
※その上で、一般則と同様に、3ヵ月検定に規定する時間数の上限水準についての整理も必要。【P2一般則の①・②に当たるもの】
- 現状では、病院常勤勤務医の勤務時間を見ると、年間1,920時間を超える医師が約1割、年間2,880時間を超える医師も約2%存在している。勤務時間が年間1,920時間を超える医師が一人でもいる病院は、全体の約3割、大学病院の約9割、救急機能を有する病院の約3割（救命救急センター機能を有する病院に限っては約8割）である。
- こうした現状の中、上限水準は「罰則付き」かつ「一人ひとりの医師について絶対に超えてはならない」ものであり、医療機関が上記「1,900~2,000時間程度以内」という水準を遵守するためには、委座にかかる国民の理解も得て、医師の労働時間の短縮策を強力に進める必要がある。

第16回 医師の働き方改革に関する検討会（平成31年1月11日 資料2、6ページ）

#### 【第17回 議事録】

○渡邊医療経営支援課長補佐：ありがとうございます。御質問いただいたのは3点かと思います。1つ目ですけれども、事務局から御提案している暫定特例水準、1900から2000時間程度以内のみならず、Aの960時間の方もそうですが、これは法令上の上限としての御提案であります。（後略）

○堀岡医師養成等企画調整室長：（前略）。医療法及び医師法も改正いたしまして、偏在対策について我々は真剣に取り組んでいくつもりでございますが、例えば需要ケース2で2028年にマクロで均衡するというの  
は、今、申し上げたとおり、100%の強制力を持った偏在対策もやるというような前提でやるマクロでござ  
いまして、（後略）

~~~~~

私たち全国医師連盟は、「検討会」で議論している医師の時間外労働時間を、医療安全の観点
から、他職種と同様の「年720時間」に収めるべきだと考えます。

なお、貴省が制定しようとしている超長時間労働については、「検討会」座長の岩村正彦・東
京大学大学院法学政治学研究科教授からも以下の発言があります。

~~~~~

勤務時間の把握を怠っていた結果として、例えば月100時間以上働かせていたということで、過労死の問題  
あるいは精神疾患の問題が発生した場合には、単に労災保険法上の補償の問題だけではなくて、安全配慮義  
務違反という形で、損害賠償をさらに請求されるという問題が発生するということがありますので、法律上  
の義務になっているというのは、刑罰はかからなくても、別のところで大きな意味を持ってくること  
があるということだけは申し上げておきたいと思えます。これは労働基準局の所管ではないので、私の方で補足を  
させていただきたいと思えます。

（第13回 医師の働き方改革に関する検討会 議事録）

~~~~~

そこで、以下の質問に、**平成31年4月10日までに**文書でお答えいただくようお願い申し上げ
ます。なお、本公開質問状、および御回答は、全国医師連盟ホームページ上で公開いたします。

【質問1】過労死基準である特定水準A、および、過労死基準2倍の特定水準Bの労働協
約は、医療安全を毀損し、憲法第25条に謳われる権利を侵害するため、公序良俗に反し
無効と考えますが、貴省の見解を御回答いただきたい。

【質問2】貴労災認定基準以上の時間外労働を法律や省令で今後定めた場合、何らかの健
康被害が高い確率で生じます。その責任の所在は、（1）雇用主である医療機関にある
のか、（2）健康被害水準以上であることを承知で運用させる行政にあるのか、（3）そ
ういった環境下で勤務し続けた医師自身にあるのか、貴省のお考えをお聞かせいた
きたい。

【質問3】今回決定される時間外労働上限は、病院管理者に対する規制緩和と考えます。
個々の勤務医に関しては、雇用契約時に過労死基準を超える労働契約を強制されないと理
解してよろしいか？

【質問4】貴省においてすでに取り組まれている内容ですが、勤務医の労働時間短縮のた
めには、国民の受療行為の適正化を視野に入れた教育施策が非常に重要であり、必要不可
欠と考えます。今後、急性期病院の集約化や主治医制の緩和等に伴って生じる受療行動の
変化を国民に周知する計画と内容について教えていただきたい。

以上